『ＡＩ革命の光と闇』虚偽記載一覧表

※公表に当たり、一部名前を匿名にしています

ページ	小川氏の記載	事実	備考
第5部			
70	小田急線代々木八幡駅に始まる、渋谷駅までの無許可デモ（166名参加）では	参加人数の断定に根拠なし	本件デモ参加者が166名である根拠が不明。供述調書、法廷証言、裁判での認定は約１００～２００名と大雑把であり、詳細を特定したことはない
70	逃げ遅れた機動隊員に対し、30人の戦闘部隊は容赦なく、バール、鉄パイプの乱打で、卒倒させ、最後に火炎瓶で炎上、焼殺した	虚偽記載	機動隊員の殴打にかかわる人数に根拠がない バール、鉄パイプの乱打で卒倒させたという裁判の認定は行われたことがない 誰の、どのような供述または証言なのか、根拠を示せ！
72	殺害に要した時間はわずかに２分	根拠なし	警察官殴打時間が短時間であったことは事実だが、2分であると認定されたことはなく、弁護側主張は現場滞留時間を1分に満たないものとしている。 殴打時間が2分であるとする根拠を示せ
73	対する警視庁は、あらかじめデモコースの焦点に、4人の撮影班と機動隊を配備した	事実関係の矮小化	写真を撮影した人物が4人（中村邦夫、横山征、佐藤憲三、一郎丸角治）、裁判に出たことは事実だが、撮影班が4人のみであったという事実はない。 代々木八幡から星野を指揮者とする部隊が渋谷に向けて駆け抜けたのは、偶然のことであり、あらかじめ計画された「デモ」ではない
73	図5-3　神山商店街入り口。左隅に大坂正明。週刊朝日71年12月3日号。15時18分。	虚偽記載	写真の左隅に写っている人物が大坂正明であるというのは、勝手な推測であり、他の写真で別人を大坂としていることから、そもそも前提が間違っている。大坂正明が写真の左隅に写っていると特定した根拠を示せ！ 荒川碩哉が写真特定されているが、荒川は本件デモに参加していない（一審判決文参照）。 ＡＯ氏の名前が間違っている（公判調書参照） 週刊朝日71年12月3日号には、この写真は掲載されていない（裁判資料参照）。全く事実と異なる。
74	神山交番前には、機動隊小隊（32名）が催涙ガス銃を構え、待機していた	虚偽記載	神山交番前の警備を担当していた新潟県警の富沢小隊は27人である（公判調書参照）
74	デモ隊の右翼５列目に星野被告、６列目に大坂被告がいた。大坂被告の服の色はライトグレーである	虚偽記載	図5-4で特定している大坂正明は別人である。大坂の服の色はライトグレーではない。
74	中核派は、学生と反戦労働者からなり、総勢166名が	根拠なし	デモ隊の人数を166名と断定する根拠を示せ
74	先頭は反戦の案内役で…	根拠なし	先頭が反戦の案内役であると裁判で認定された事実はない。断定する根拠は何か。
74	2番目は奥深山幸男で左手のガソリン、右手に鉄パイプ	虚偽記載	2番目だとする人物が奥深山幸男であると裁判で認定された事実はない。また、この人物を奥深山だとする供述も法廷証言も存在しない
74	11番目は中核のＡＯで	虚偽記載	ＡＯ氏の名前が間違っている
74	28番目に大坂正明被告である。ライトグレーの上下である	虚偽記載	大坂正明は写真に写っていない。服装もライトグレーではない。全くの別人である
74	図5-7に中核派写真班が捉えた大坂被告の画像がある。服の色はライトグレー（薄墨色）である	虚偽記載	中核派写真班なるものは存在しない。写真で特定されている人物は大坂ではない。
75	15:22、バール（１ｍの釘抜）を持つ反戦労働者の案内役が精米店付近で中村恒雄巡査に襲い掛かる	根拠なし	近似の供述はあるが、本書記述のような人物を写真で特定した供述、法廷証言は存在しない。殴打現場をこのように描く根拠は何か
76	一方の中核派は神奈川の反戦労働者（トラ部隊）、関東の学生、東京西部などの反戦労働者から構成されていた	不正確	神奈川の反戦労働者（トラ部隊）とは、だれが主張しているのか。裁判でも認定されていないし、そのような供述も存在しない。
76	週刊朝日のグラビアから、先頭の構成を推定すると	虚偽記載	週刊朝日のグラビアに、デモ隊を正面からとらえた写真が掲載された事実はない。
76	５列からなり、各6人の縦隊である。30名である。最右翼が群馬部隊であり…	根拠なし	5列、各6人の縦隊だとする根拠がない。荒川碩哉は現場にいない。ＡＯ氏の名前が違う、大坂は写っていない、奥深山も別人である。
77	図5-5　中核派戦闘部隊の配列	虚偽記載	各隊が５列に並んでいる事実はない。デモ隊の中に写真班などいない。Ｄの人物を弁護団が警察官殴打者であると推定している（そのように裁判で争った）事実はない。すべての説明がデタラメ
78	ＫＲ（中核派18歳）証言	不正確	ＫＲは中核のヘルメットを着用してデモに参加しているが、シンパであり中核派の構成員ではない
78	ＡＯ（中核派19歳）証言	不正確	ＡＯ氏の名前が間違っている。ＡＯは中核のヘルメットを被ってデモに参加しているが、シンパであって中核派の構成員ではない

ページ	小川氏の記載	事実	備考
79	図5-6　星野後方３ｍに大坂が追走する	虚偽記載	写真で特定されている人物は大坂ではない
79	図5-7　神山交番前。火炎びん投擲直後、大坂被告通過。15:19。中核派写真班撮影。大坂被告の意後ろ姿が中央に写っている。服の色はライトグレーである	虚偽記載	写真の人物は大坂ではない。別人の服の色を語っても意味がない 中核派写真班なるものは存在しない。この写真はＴＢＳのニュース映像を撮影したもの
81	弁護団は、この上衣の色が識別に使われているのに対して、警視庁の提出した写真が白黒であったことに注目し、否認した	虚偽記載	このような上衣の色の争いをした事実はない。星野の上着は一貫して薄青色である
82	（大坂被告は）事件について完全否認してしまった。上記写真に大坂被告はすべて写っており、服の色はライトグレーであることが、中核派の写真班の写真で明白に示されている	虚偽記載	大坂は写真に写っていない。別人を大坂だと主張する根拠は何か。中核派写真班とは、誰が、どこで主張しているのか。裁判でそのような話が出たこともなければ、写真の人物が大坂だと争われた事実もない
82	図5-9　ＫＲ証言に基づく、殺害状況。反戦派労働者のバールによる殴打から始まった	虚偽記載	ＫＲは大坂を殴打現場で目撃していないし、大坂が現場にいたとの供述も証言も存在しない。 ＫＲはＩＳ（虎）が殴打現場にいたという供述も証言も行っていないし、ＩＳは本件デモに参加していない。そもそも（虎）とは何か。どういった情報に基づくものか、示せ この図自体が事実にも裁判にも基づかないデタラメである
82	東急本店前の画像（1971）と逮捕時（2017）の画像を比較すると、身長、座高、全頭高が完全に一致した	虚偽記載	大坂と似ても似つかない別人を1971年の写真で特定しているため、「身長、座高、全頭高が完全に一致」したなどということはあり得ない。
83	渋谷暴動事件は、警視庁の白黒写真に対して、中核派は3人の写真班によるカラー写真を数百枚、撮影した。うち４枚が外部に流出した	虚偽記載	中核派写真班なるものは存在しない。数百枚撮影した事実もない。したがって「４枚が外部に流出した」という事実もない。誰が、どこでそのような主張をしているのか、根拠を示せ！
83	渋谷暴動事件では、主犯として起訴された星野文昭被告と大坂正明被告に対して、服の色を「きつね色」とする検察に、弁護側がそれぞれ、星野は薄青、大坂は焦げ茶色と主張した	虚偽記載	星野裁判がそのように争われたという事実はない。また大坂裁判においては、検察は大坂の服装について主張もしていない。「目撃証言」なるものが、全くばらばらの人物を大坂と主張し、写真「特定」し、服装について語っているため、「大坂」なる人物の人着を主張できず、また判決においても言及されなかったのである。
83	無罪を主張する中核派は不可解にも保持する当日の写真を一部マスコミに公開しながらも、裁判では週刊朝日のカラー写真を使用した	虚偽記載	中核派写真班なるものは存在しない。したがって、「一部写真をマスコミに公開」した事実もない。裁判で内田写真を証拠請求したのは星野第二次再審が初めてであり、法廷で取調べられたのは大坂裁判が初めてである。また、この写真は週刊朝日に掲載されていない。事実経過の確認すら行わず、さも事実であるかのようにでっち上げた内容で本を出版するなど許されない
84	図5-10　大坂被告の画像。ライトグレーの上下を着ていた	虚偽記載	2017年逮捕時の写真を除き、写っている人物は大坂正明ではない
85	渋谷暴動事件は50年にわたり主犯の服の色が争われてきた	虚偽記載	裁判の争点がそのようなものとして進められたという事実はない
86－89	全記述	虚偽記載	別人を大坂と決めつけ「鑑定」を行っており、前提が間違っているのですべてが間違っている
第6部			
94	主犯とみなされた星野文昭被告と大坂正明被告が事件の全てを認識していた	虚偽記載	根拠のない勝手な決めつけ 代々木八幡駅から渋谷へ向かったのは計画されたものではない。また事件のすべてを認識していた者は誰もいない
94	デモの隊列では、星野被告が５列目、大坂被告はその後ろの６列目であった	虚偽記載	いつの時点の「隊列」を特定しているのか不明。神山派出所前の写真であれば、整然と並んでいないデモ隊の5列目も６列目もない。 大坂はその場にいないし、写真に写っていない。中村写真で大坂とされる人物は別人であり、内田写真に至っては中村写真の人物とも異なる、ヘルメットをかぶっていない人物を大坂だとするデタラメ いずれにしても根拠のない決めつけ
94	事件はＫＲ（中核派１８歳）証言によれば、15時22分48秒～15時24分14秒の1分26秒間の殺人事件である	虚偽記載	ＫＲは中核派ではない ＫＲは殴打現場の時間について裁判で証言していない

ページ	小川氏の記載	事実	備考
94	唯一の物証は中核派写真班による数百枚の写真だけである。この写真は現在、４枚だけが公開されている	虚偽記載	「中核派写真班」も「数百枚の写真」もない このように決めつけた根拠を示せ
94	供述からデモの指揮者は「きつね色」の背広の上下を着ていたが、当日の服の色は青2380（大日本インキ色番号、DIC、2018）であると、主張した	虚偽記載	星野裁判において弁護団は星野の服の色を「青2380」と主張した事実はない（最高裁上告趣意書157ページ以下参照）
94	図6-3の写真から、星野文昭被告がデモの指揮を取り、警察との直接的な衝突を避けて、東急本店前の解散地点に仲間37名と共に15：26頃、到着した	虚偽記載	図6-3は『前進』560号1面に掲載された写真であり、えときには「渋谷に突入した白ヘル正規軍（午後３時、東急本店前）」とある。 神山派出所前で機動隊と衝突し、東急前でも機動隊と対峙している星野を指揮者とするデモ隊を「警察との直接的な衝突を避けて…解散地点に」と表現する理由がわからない また警察官佐藤憲三が撮影した写真には松濤1-29先路上、PM3：26との記載があるが、「仲間37名」の根拠が不明。佐藤憲三の法廷証言によれば、「同方向に逃げた学生集団は約50〜60名ぐらい」である。 裁判の便宜上「本件デモ」という言い方はするが、渋谷で大暴動を呼び掛けている性質上、東急本店前が「デモの解散地点」であるという事実はない。
94	星野被告の防衛隊は、ＡＲ、ＫＲ、ＡＯ、ＩＳ、大坂正明で構成されていた	虚偽記載	ＡＯ氏の名前が間違っている ＩＳは11・14渋谷闘争の現場にいない。本件デモに参加していたとの供述や法廷証言もなく、裁判でデモ参加者として認定された事実もない
95	図6-1　神山派出所前。中央に大坂正明被告。ライトグレーの上下。15:19頃。	虚偽記載	大坂は写っていない。 丸で囲まれた人物が大坂と別人である 大坂と決めつけた根拠を示せ
96	先陣は、反戦労働者の案内役であり、鉄バール（釘抜）で中村巡査を一撃した…	根拠なし	近似の供述はあるが、明示な法廷証言はなく、裁判でも事実認定されていない。断定する根拠を示せ
96	15:24に星野被告の合図で37人離脱、東急本店前に向かった	虚偽記載	根拠がない勝手な決めつけ
97	星野被告はきつね色と青2380の両者の可能性があると推定したが、青2380ならば、消去法で大坂被告は「きつね色」となる	虚偽記載	大坂の服の色が推測でしかなく、事実に基づかない。裁判で大坂は当日の服装を「上がこげ茶のブレザー、下が黒に近い灰色のズボンでした」と述べている（2023年7月18日　第32回公判）。そもそも、写真で示されている大坂は別人である
97	アリバイについて、15:23、梅澤精米店前で、反戦労働者の案内役が中村巡査を捕らえ、星野、大坂両被告が続く。反戦労働者の案内役が鉄バールで一撃し、中村巡査を失神させる…	虚偽記載	誰の供述、証言に基づいているか不明であり、著者の妄想に過ぎない。少なくとも、このような証言は裁判に出たことはなく、星野裁判でも大坂裁判でも認定されていない 根拠を示せ！
97	大坂被告は、常に星野氏の後方に位置していて、殺害時の位置は不明であるが、東急本店前には星野被告に遅れること、２分、殺害現場には３分以上は滞留した可能性が高い	虚偽記載	誰かの供述、証言にもなければ、裁判で認定された事実でもない。 根拠を示せ！
98	両被告とも反戦労働者で鉄バールを持っていた者と間違えられたと反論した	虚偽記載	そのような事実はない 裁判記録にないものを捏造するな！
99	表6-1　星野文昭、大坂正明両被告の時系列推定とその移動距離	前提間違い 虚偽記載	別人を大坂だと決めつけており、前提が間違っている 初歩的な事実確認すら行われない、科学とは無縁の「時系列推定」